展示会等における
新型コロナウイルス感染防止のための対応指針

令和２年６月８日作成

令和５年３月 20 日改正

株式会社東京ビッグサイト

TOKYO BIG SIGHT

第１　はじめに

本指針は、展示会等各種催事の開催に当たり、新型コロナウイルス感染防止のために当社が実施する対策及び展示会の主催者等に実施を依頼する対策をまとめたものである。

第２　策定に当たっての考え方

本指針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針［令和２年３月28 日（令和５年２月 10 日変更)］」等を参考に策定しており、特に、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高いと考えられる、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話が発生する密接場面の発生防止に重点を置いている。

第３　内容

１　当社が講じる具体的対策

（１）施設内の各所における感染防止対策

場所		内容
展示棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子、ベンチ等）
		・施設エントランス部への手指消毒液の設置
		・エントランスホール、コンコース、連絡通路、ロビー等の十分な換気
		・飛散防止パネルの設置（インフォメーション）
		・待機列での物理的距離確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
		・屋内喫煙所での三密の防止
	貸出部分	・主催者へサーモグラフィー等の貸出
会議棟	共用部分	・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト）
		・他者と共用する物品の消毒（休憩所のテーブル、椅子）
	貸出部分	・不特定多数の高頻度接触部位（会議室のドアノブ、電気のスイッチ等）の消毒
		・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子等）
		・会議室の十分な換気
共通	トイレ	・水石鹸を常備

※展示ホール内及び付属諸室については、原則、主催者側の対応

（２） 周知・広報

当社 Web サイト等にて、以下の内容を来場者に周知

内容
・以下に該当する場合は来場自粛を要請 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい） ・入場時に上記症状が判明した場合は、主催者が入場制限を行うこと
・咳エチケット、手洗い・手指消毒の徹底
・来場者間の物理的距離の確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
・国及び都が提供する接触確認アプリ等への登録推奨

２　レストラン・サービス施設に依頼する具体的対策

（１） 各施設での感染防止対策

内容
・他者と共用する物品の消毒（テーブル、椅子、トレイ、貸出備品等）
・商品棚、カウンター、什器の消毒
・入口への手指消毒液の設置
・現金の取扱いを減らし、キャッシュレス決済を推奨
・店舗、施設内の十分な換気
・座席間の距離を確保したレイアウト
・飛散防止パネルの設置（レジ等）
・待機列での物理的距離確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
・混雑時の入場制限
・「感染防止徹底宣言ステッカー」及び「感染防止徹底点検済証」の掲示
・店舗の営業時間や酒類提供、入店案内等については、国及び都からの要請に基づいて対応すること

（２） 業務従事者の感染防止対策

内容
・検温の励行、発熱時・体調不良時の出勤停止
・手洗いの徹底
・ユニフォーム、制服のこまめな洗濯
・業務時の手袋着用（レストラン）

3　主催者に依頼する具体的対策

（1） 展示ホール利用者

主催者には、下記事項を遵守するとともに業界団体の指針等を踏まえた対策を依頼する。

① 計画時

内容
・最大収容者数の設定と当社との事前確認（当社が定めた最大収容者数〈別紙〉の範囲内）
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項が発出された場合は、入場時の連絡先確認またはアプリ等を活用した参加者の把握・管理などを行うこと。
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
・都が示す「感染拡大防止の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること ・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成　など

② 搬入出及び開催当日

内容
・来場者・関係者等への検温、有症状者が入場を自粛するための呼びかけまたはサイン看板等の設置
・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい） ※入場時に上記症状に該当する来場者がいた場合 主催者にて入場を断り、帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 ※入場後に上記症状に該当する来場者が発生した場合 主催者にて帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 （連絡先）江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
・上記内容に関する看板等の設置
・会場入口への手指消毒液設置

・手洗い、手指消毒の励行と周知
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・他者と共用する物品の消毒（セミナー会場、商談コーナー、休憩所、飲食スペースのテーブル、椅子、ベンチ等）
・入場時の待機列等における物理的距離の確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・飲食を提供する場合は、飲食時の感染対策の徹底の周知を行うこと。
・長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・搬出入シャッターの開放や空調運転による会場内の十分な換気
・収容者数の把握と最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施
・「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示

③ 開催後

内容
・最終清掃時における不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・最終清掃時における什器、備品（諸室内）の消毒
・感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

（２） 会議室利用者

① 計画時

内容
・参加者数を当社が定めた最大収容者数（別紙）の範囲内で設定
・以下に該当する場合の来場自粛及び入場制限実施の周知 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい）
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）を周知
・入場制限を行う際の払い戻しの措置等を規定しておくこと
・新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項が発出された場合は、入場時の連絡先確認またはアプリ等を活用した参加者の把握・管理などを行うこと。
・できるだけ分散来場を促進すること
・催事の開催時間は、国及び都からの要請に基づいた設定を行うこと
・国及び都が提供する接触確認・接種証明アプリ等の周知・推奨・活用
・都が示す「感染拡大防止の取組」等を踏まえ、必要な措置を講じること

・イベント開催時のチェックリストの公表 ・感染防止安全計画の作成　など

② 開催当日

内容
・受付、会議室入口等への手指消毒用の消毒液の設置
・不特定多数の高頻度接触部位の消毒（諸室ドアノブ等）
・来場者・関係者等への検温、有症状者が入場を自粛するための呼びかけまたはサイン看板等の設置
・以下に該当する場合、入場制限を実施 風邪の症状がある、37.5 度以上の熱がある、倦怠感（強いだるさ）がある、呼吸が困難である（息苦しい） ※入場時に上記症状に該当する来場者がいた場合 主催者にて入場を断り、帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 ※入場後に上記症状に該当する来場者が発生した場合 主催者にて帰宅を促すとともに、以下の連絡先を伝えること。また、帰宅困難な症状者がいた場合には、救急車要請等の措置を行うこと。 （連絡先）江東区新型コロナウイルス感染症相談センター：03-3647-5879
・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
・参加受付等における待機列での物理的距離の確保（人と人とが触れ合わない程度の間隔）
・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
・大声を出す者がいた場合、個別に注意を行うこと
・飲食を提供する場合は、飲食時の感染対策の徹底の周知を行うこと。
・長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、出展・来場者等へ注意喚起すること
・休憩時間や休憩場所等での食事について感染防止策を徹底すること
・扉の常時又は定期的な開放による室内の十分な換気
・参加人数が 1,000 人を超える場合、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示 （但し、上記以外の場合も掲示を推奨）

③ 開催後

内容
・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りへの協力、必要な情報提供の実施及び当社への状況報告

第４　適用期間

本指針の適用期間は、令和２年６月８日より、当分の間とする。

第５　その他

本指針は、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

附　則

令和２年８月 28 日改正
令和２年 10 月 1 日改正
令和３年１月 12 日改正
令和３年３月 10 日改正
令和３年３月 23 日改正
令和３年４月 12 日改正
令和３年４月 23 日改正
令和３年５月 10 日改正
令和３年６月 19 日改正
令和３年 10 月 1 日改正
令和３年 10 月 31 日改正
令和３年 12 月 1 日改正
令和４年１月 12 日改正
令和４年１月 21 日改正
令和４年３月 24 日改正
令和４年５月 25 日改正
令和４年 11 月 1 日改正
令和４年 12 月 28 日改正
令和５年２月 17 日改正
令和５年３月 13 日改正
令和５年３月 20 日改正

別紙

イベント開催制限期間中の各施設の最大収容者数

１　展示ホール

（１）大声なしのイベントの場合

①感染防止安全計画を都に提出し、確認を受けた場合

施設名		面積（㎡）	各施設の収容者数（人）	制限期間中の最大収容者数（人）		
				緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間
●東京ビッグサイト						
東展示棟	東１ホール	8,670	9,500	9,500		
	東２ホール	8,350	9,100	9,100		
	東３ホール	8,670	9,500	9,500		
	東４ホール	8,670	9,500	9,500		
	東５ホール	8,350	9,100	9,100		
	東６ホール	8,670	9,500	9,500		
	東７ホール	11,680	12,800	10,000 (12,800※)	12,800	
	東８ホール	3,080	3,300	3,300		
西展示棟	西１ホール	8,880	9,700	9,700		
	西２ホール	8,880	9,700	9,700		
	西３ホール	4,680	5,100	5,100		
	西４ホール	6,840	7,500	7,500		
南展示棟	南１ホール	5,000	5,500	5,500		
	南２ホール	5,000	5,500	5,500		
	南３ホール	5,000	5,500	5,500		
	南４ホール	5,000	5,500	5,500		
●有明ＧＹＭ－ＥＸ						
展示ホール		9,400	10,300	10,000 (10,300※)	10,300	

※「対象者全員検査」制度を適用した場合

②感染防止安全計画を都に提出しない場合

施設名		面積（㎡）	各施設の収容者数（人）	制限期間中の最大収容者数（人）		
				緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間
●東京ビッグサイト						
東展示棟	東１ホール	8,670	9,500	5,000		
	東２ホール	8,350	9,100	5,000		
	東３ホール	8,670	9,500	5,000		

	東４ホール	8,670	9,500	5,000	
	東５ホール	8,350	9,100	5,000	
	東６ホール	8,670	9,500	5,000	
	東７ホール	11,680	12,800	5,000	6,400
	東８ホール	3,080	3,300	3,300	
西展示棟	西１ホール	8,880	9,700	5,000	
	西２ホール	8,880	9,700	5,000	
	西３ホール	4,680	5,100	5,000	
	西４ホール	6,840	7,500	5,000	
南展示棟	南１ホール	5,000	5,500	5,000	
	南２ホール	5,000	5,500	5,000	
	南３ホール	5,000	5,500	5,000	
	南４ホール	5,000	5,500	5,000	
●有明ＧＹＭ－ＥＸ					
展示ホール		9,400	10,300	5,000	5,150

注１　各ホールの最大収容者数は、ホール毎に入退場管理を実施した場合のみ対象となる。ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、下表のとおり最大収容者数を設定する。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="6">最大収容者数</th></tr>
<tr><th colspan="2">対象期間</th><th colspan="2">緊急事態宣言期間</th><th colspan="2">まん延防止等重点措置</th><th colspan="2">左記以外の期間</th></tr>
<tr><th colspan="2">感染防止安全計画</th><th>なし</th><th>あり</th><th>なし</th><th>あり</th><th>なし</th><th>あり</th></tr>
<tr><td rowspan="4">収容者数の合算</td><td>5,000 人以下</td><td colspan="6">収容者数まで</td></tr>
<tr><td>5,000 人超
～10,000 人</td><td rowspan="3">5,000 人</td><td>収容者数
まで</td><td rowspan="3">5,000 人</td><td rowspan="3">収容者数
まで</td><td>5,000 人</td><td rowspan="3">収容者数
まで</td></tr>
<tr><td>10,000 人超
～20,000 人</td><td rowspan="2">10,000 人※</td><td rowspan="2">収容者数
の 50%</td></tr>
<tr><td>20,000 人超</td></tr>
</table>

※「対象者全員検査」制度を適用した場合、最大収容者数は収容者数の合算となる。

（例）東１，２，３ホールを利用する催事で、感染防止安全計画を都に提出しホール毎に入退場管理を行わない場合、収容者数の合算及び最大収容者数は以下のとおり。

［収容者数の合算］　28,100 人（=9,500 人＋9,100 人+9,500 人）

［最大収容者数］

緊急事態宣言中：10,000 人

まん延防止等重点措置：28,100 人

それ以外の期間：28,100 人

「対象者全員検査」制度を適用した場合、緊急事態宣言期間において 28,100 人（収容者数の合算まで）

（２）大声ありのイベント※1の場合

		最大収容者数※2			
対象期間		緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間	
感染防止安全計画		適用外	適用外	なし	あり
収容者数	10,000 人以下	収容者数の 50%		5,000 人	収容者数の 100%
	10,000 人超	5,000 人まで		収容者数の 50%	

※1 通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント

※2 ホール毎に入退場管理を行わない場合は、入退場管理を行う範囲において施設の収容者数を合算し、上表のとおり最大収容者数を設定する。

２　会議施設

（１）大声なしのイベントの場合

①会議棟

階数	施設名	面積（㎡）	各施設の収容者数（人）	制限期間中の最大収容者数（人）		
				緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間
１階	レセプションホール半面	700	500	500		
	レセプションホール全面	1,700	1,100	1,100		
	１０１会議室	180	144	144		
	１０２会議室	180	144	144		
	１０３会議室	35	18	18		
	１０４会議室	50	28	28		
	１０３＋１０４会議室	90	48	48		
６階	６０１会議室	80	40	40		
	６０２会議室	55	20	20		
	６０３会議室	55	20	20		
	６０４会議室	80	40	40		
	６０５会議室	190	144	144		
	６０６会議室	190	144	144		
	６０７会議室	190	144	144		
	６０８会議室	190	144	144		
	６０９会議室	135	100	100		
	６１０会議室	135	100	100		
	６０５＋６０６会議室	380	306	306		
	６０７＋６０８会議室	380	306	306		
	６０５～６０８会議室	760	612	612		
７階	７０１会議室	80	50	50		
	７０２会議室	80	50	50		
	７０１＋７０２会議室	150	120	120		

	７０３会議室	150	120	120
	国際会議場	1,030	1,000	1,000
８階	８０１会議室	75	40	40
	８０２会議室	100	60	60
	８０３会議室	35	10	10
	８０４会議室	55	12	12
	８０５特別応接室	85	8	8

②ＴＦＴビル

階数	施設名	面積（㎡）	各施設の収容者数（人）	制限期間中の最大収容者数（人）		
				緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間
２階	ホール 1000	900	1,000	1,000		
	ホール 500	446	500	500		
	ホール 300	270	300	300		
９階	９０１会議室	85	85	85		
	９０２会議室	110	110	110		
	９０４会議室	165	165	165		
	９０５会議室	180	180	180		
	９０６会議室	360	360	360		
	９０７会議室	165	165	165		
	９０８会議室	250	250	250		
	９０９会議室	250	250	250		
	９１０会議室	80	84	84		
	９－Ａ会議室	190	190	190		
	９－Ｂ会議室	95	16	16		
	９－Ｃ会議室	95	16	16		
	９－Ｅ会議室	120	100	100		
	９－Ｆ会議室	100	100	100		

③タイム２４ビル

階数	施設名	面積（㎡）	各施設の収容者数（人）	制限期間中の最大収容者数（人）		
				緊急事態宣言期間	まん延防止等重点措置	左記以外の期間
５階	５０３会議室	186	140	140		
	５０４会議室	186	140	140		
	５０５会議室	186	140	140		
６階	北会議室	595	400	400		
	東１会議室	93	80	80		

	東２会議室	93	80	80
	東３会議室	93	80	80
	東４会議室	93	80	80
	東５会議室	186	140	140
	東６会議室	186	140	140
１２階	研修室１２１	598	400	400
	研修室１２２	93	80	80
	研修室１２３	93	80	80
１２階	研修室１２４	93	80	80
	研修室１２５	93	80	80
	研修室１２６	93	80	80
	研修室１２７	93	80	80
	研修室１２８	101	80	80
１３階	研修室１３１	370	320	320
	研修室１３２	157	140	140
	研修室１３３	181	140	140
	研修室１３４	485	400	400
１４階	研修室１４１	278	230	230
	研修室１４２	250	230	230
	研修室１４３	93	80	80
	研修室１４４	93	80	80
	研修室１４５	101	80	80
	会議室Ａ	57	16	16
	会議室Ｂ	36	8	8
	会議室Ｃ	57	16	16
	会議室Ｄ	38	8	8
	会議室Ｅ	36	8	8
	会議室Ｆ	57	16	16
１８階	研修室１８１	129	110	110
	研修室１８２	122	110	110
	研修室１８３	96	80	80

（２）大声ありのイベントの場合

新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項が発出されている期間を除き、最大収容者数は各施設の収容者数の 100%とする。